

な努力の積み重ねが今日見る輸出があるのである（『薬日新聞』昭和六一年一月二日号）。

近代化資金 全国配置家庭薬協議会の機会あるごとの厚生省・通産省への陳情が実った対象業種にて、一九六三年（昭和三八）七月二四日、設備近代化資金の貸し付け対象

業種に、追加一業種の中に配置家庭医薬品製造業が指定された。

対象設備は、錠剤機・顆粒機・乾燥機・糖衣機・軟膏充てん機・自動包装機・自動分包機・アンブル充てん機・丸剤機・スタンプミルなどであった。

奈良県は県独自の近代化資金貸し付けをおこなっていたが、メーカーは、この業種指定により貸し付けが有利となったのである。

### 3 建設時代の薬業

アンブル 一九六五年（昭和四〇）代のはじめ、薬業界に衝撃的な事件が起った。かぜ薬事件 かぜ薬のアンブル事件である。

一九五五年（昭和三〇）代の後半から、かぜ薬のアンブル内服薬は、薬局・薬店でもものすごい売れ行きをみせた。一九六三年（昭和三八）には各府県が配置薬として許可したことから、たちまち、全国の配置業者の売り上げ品目の大きな地位を占めるに至った。

アンブルに詰められた液状のため、新薬のイメージを与え、その一本を手軽に服用する

表5 年次別貸し付け状況

年次	貸し付け対象企業数	主な貸し付け対象設備	貸し付け金額 万円
1963年（昭和38）	9	自動包装機、自動分色機、 製剤装置、試験検査装置	617
1964年（" 39）	10	自動包装機、製剤装置、自 動充填機、試験検査装置	802
1965年（" 40）	9	同上	1,045

ことで、人々はたちまち、かぜが治るように思い、効きめがもう一つ遅いときは、さらにもう一本と飲み易いのも手伝って過剰に服用した人が遂に死を招いてしまった。

千葉県・神奈川県・静岡県などでアンブル入りかぜ薬によると思われる死亡事故が発生した。

厚生省は一九六五年（昭和四〇）二月使用及び販売自粛の通達を出したが、遂に製品回収命令が出された。

事故続出についてマスコミの報道が激しく、全国各府県の協議会は、その薬の回収を決議した。その結果、奈良県内のアンブル剤製造企業及び配置販売業者は大きな損害をうけたのである。

事故続出の事態を重視した厚生省は、中央薬事審議会にアンブル剤の可否について諮問した。

厚生省は審議会のかぜアンブル製造中止の答申をうけ、一九六五年（昭和四〇）四月薬務局長名で、各都道府県衛生主管部長宛に「アンブルかぜ薬の製造自粛」の通知を、さらに五月には同局製造課長名で「かぜ薬配伍・効能基準」として通知されたのである。

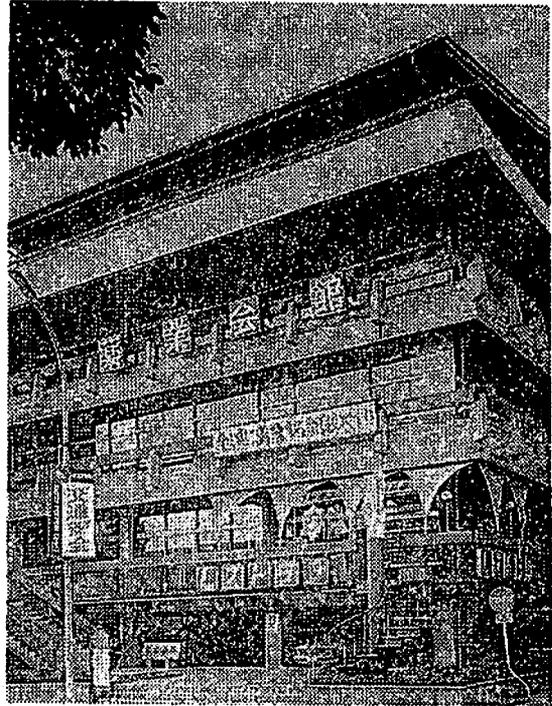
**奈良県薬業** 薬業会館の建設にあたっては、一九三九年（昭和一四）に会館建設の予定地として、奈良県から現**会館の竣工** 在地の払い下げを受け、建国二六〇〇年記念事業として、その建設を考えていたが、戦争や戦後の

混乱に妨げられて、予定どおり計画がすすまず、幾多苦難の経過を辿り、一時は県予算の計上を見るまでの進展を遂げながら、さらに迂余曲折を経て、全薬業人が強力に団結して、ようやく完成の運びとなった。

一九六九年（昭和四四年）七月三日地鎮祭

一九七〇年（昭和四五年）四月四日竣工

場所 橿原市久米町九二六（橿原神宮表参道目抜通り）



奈良県薬業会館

敷地面積 六一二・三二平方メートル（二七五坪）

構造 鉄筋コンクリート・駐車場付三階建

建築面積 一、三二〇平方メートル（延四〇〇坪）

建設経費総予算 六、五〇〇万円

薬事指導所のお 薬事指導所のおいたちは古く、一九二八年  
いたちと現状 (昭和三) 売薬関連団体の熱望により、工業試  
験場に売薬部が設置された。

一九三四年（昭和九）には奈良県立売薬試験場として独立し、  
同じ工業試験場内に併設。一九四五年（昭和二〇）に奈良県立薬事指導所と改称され、衛生部に所属、一九四七年（昭  
和二二）に奈良県家庭薬組合から土地建物の寄贈をうけ、御所市の現在地に移転、一九五二年（昭和二七）奈良県薬事  
指導所と改称、一九六八年（昭和四三）に現在の建物を新築したのである。この間一貫して配置家庭薬の振興に寄与  
してきたのである。

施設・設備について概要説明すると、同年に鉄筋コンクリート二階建て（延面積六六〇平方メートル）、付属建物（延面積  
一〇四平方メートル）を新築し、内部設備も充実、各種高度な分析機器、微生物試験機器並びに製剤機械設備などを設置し業  
界の技術的部門のニーズに対応している。

業務についてふれると、大きく七つの業務をおこなっている。

①医薬品の分析試験研究 当初は主に原料医薬品の鑑定がおこなわれていたが、一九四八年（昭和二三）の薬事法の制定により、医薬品の品質の確保がしだいに強化され、指導所も品質管理のための規格試験法の作成、検討がなされ、一九六〇年（昭和三五）の薬事法の改正により、各企業も試験設備の設置が要望され、原料及び製品の試験実施の必要性が生じたために、指導所は試験検査法の指導面を強化し、規格試験法の作成指導及び製造企業の技術者の技術向上をめざし、精力的に実地研修も実施された。

さらに医薬品の副作用がクロースアップされ、一九六二年（昭和三七）アセトアニリドなどの使用禁止が出され、これに業界が対応するため、指導所でモデル処方を作成、それぞれの規格試験法も作成した。各企業はこれらを参考に製造承認許可に対処したのである。

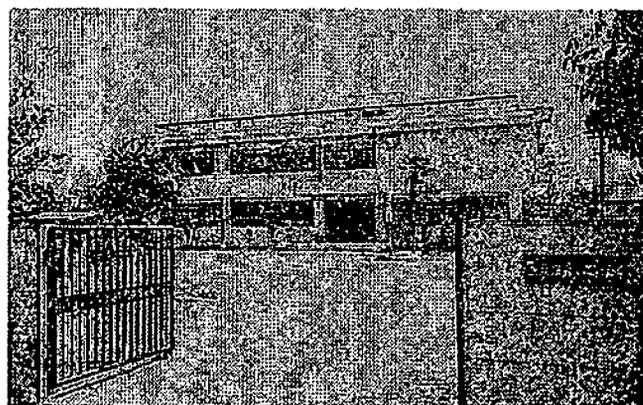
つづいて一九七〇年（昭和四五）のキノホルムの削除、同年のかぜ薬の製造承認基準、一九七二年（昭和四七）の解熱鎮痛薬製造承認基準の施行に際しては、指導所は規格試験法作成指導にあたり、業界に大きく貢献したのである。

その後漢方製剤の処方統一、胃腸薬・鎮咳去たん薬の製造承認基準の実施に関連して配合される生薬の分析試験が問題となり、クロマト法により種々検討し、しだいに試験法の確立に努めている。

②製剤技術研究 当初は剤型的に散剤・丸剤が多く、また包装形態では分包された剤型が多く、湿度・温度の影響が大きい。配合される薬品相互の作用や外部影響に対する検査が主に実施された。

一九六五年（昭和四〇）ごろにはドリンク剤が市場に生まれ、配置用としてはガラスアンブルは許されなかったため、合成樹脂容器を使用、それに対し、内封した液剤の経時変化の検討、容器の破損状況試験などを積極的に実施した。

また包装材料が紙類に代り、合成樹脂及び樹脂加工された包装材料について防湿効果の測定、包装機械の選定など



奈良県薬事指導所

を行い、その結果を資料として企業に提供した。

③薬用植物品質及び分布調査 指導所敷地内に一五〇種の薬用植物を栽培すると同時に鉢植えし、身近かな薬草として、薬用植物パネル、生薬と共に展示し、より多くの人が認識を深めるよう努めている。

一九八四年（昭和五九）からは試験栽培、分布調査と併行して、県内産の品質調査を実施、シソヨウ・トウキ・オウゴン・サイコ・バイモ・シヤクヤク・オウバク・ボタンなどについて含有成分の含有量を測定し、優良品種の選定、さらに品種改良の資料を得るため努力されている。

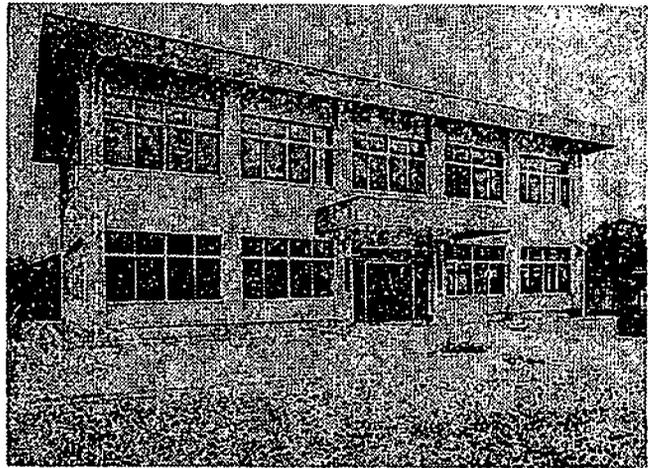
④微生物試験 ⑤相談指導 ⑥講師派遣 ⑦研修・指導など  
指導所は安全性、有効性の高い医薬品の開発と業界発展に大きく寄与している。

#### 製薬組合・共同 試験室の建設

製薬協同組合（理事長 佐藤又一）は医薬品試験設備の完璧を期し、国民の保健衛生に寄与するよう、一九七一年（昭和四六）七月共同試験室建設専門委員会を設置し、建設並びに設備に必要な資金計画を審議、翌年一〇月には各地区から四人宛、一六人の委員で建設委員会を設置し、審議を重ねた結果、委員会は建設場所として県立薬事指導所の敷地（県有地）を最適地として答申した。

組合は答申を受け、奈良県に用地の借用方を陳情し、奈良県の知事奥田良三と製薬協同組合理事長佐藤又一との間で土地賃貸借契約書が交わされ共同試験室（医薬品開発試験研究所）の建設が決まった。

建設資金について、組合は県に建設資金総額三、五〇〇万円のうち、組合員による自己負担金一、二二五万円の残り



奈良県製薬協同組合・奈良県家庭薬配置商業協同組合事務所

二、二七五万円について、中小企業高度化資金貸し付け制度による融資を申請、融資を受け計画どおり一九七三年（昭和四八）完成をみたのである。

場所 御所市六〇五の一〇

県立薬事指導所敷地内

敷地面積 約一〇〇坪

建築構造 鉄筋コンクリート造り平家建

建築面積 約五六坪

建設経費 三、五〇〇万円

#### 4 新時代への薬業

**禁止薬回収** 一九七六年（昭和五一）一月、配置薬業界にとって大きな打撃を受ける事件が起った。一月一六日  
**総点検** 山梨県内の一家庭で、すでに禁止されているアセトアニリド入りの解熱鎮痛薬が、まだ配置されて

いることが発見された。発見者の「薬を監視する国民運動の会」の高橋暁正会長（東大講師）は、すぐそれを厚生省に通報した。